

オガサワラカワラヒワ 保護増殖事業計画（案）について

令和3年3月5日(金)

中央環境審議会 自然環境部会
第24回野生生物小委員会

種の保存法に基づく保護増殖事業

国内希少野生動植物種

(395種 ※R3.3.5現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)
→ 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
→ 立入制限地区の指定も可能

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)
保護増殖事業の実施 (国、地方公共団体、民間等により推進)
→ 個体の繁殖の促進
→ 生息地又は生育地の整備
→ その他種の保存を図るための事業

保護増殖事業計画

■保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。

■希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

保護増殖事業計画の策定状況

これまでに

67種を対象に 54計画策定

※R3.3.5現在



策定種 (67種)

<ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ

<鳥類> アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ

<爬虫類> ミヤコカナヘビ

<両生類> アベサンショウウオ

<魚類> ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ

<昆虫類> ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ

<貝類> 小笠原陸産貝類14種

<植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

オガサワラカワラヒワの概要

- 種 名：カワラヒワ亜種オガサワラカワラヒワ
Chloris sinica kittlitzi
- 規 制：国内希少野生動植物種（1993）
- R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）
- 特 徴：全長13cm。亜種カワラヒワより体重・
翼長・尾長ともにやや小さいが、嘴が
相対的に大きい。
- 分 布：小笠原諸島。

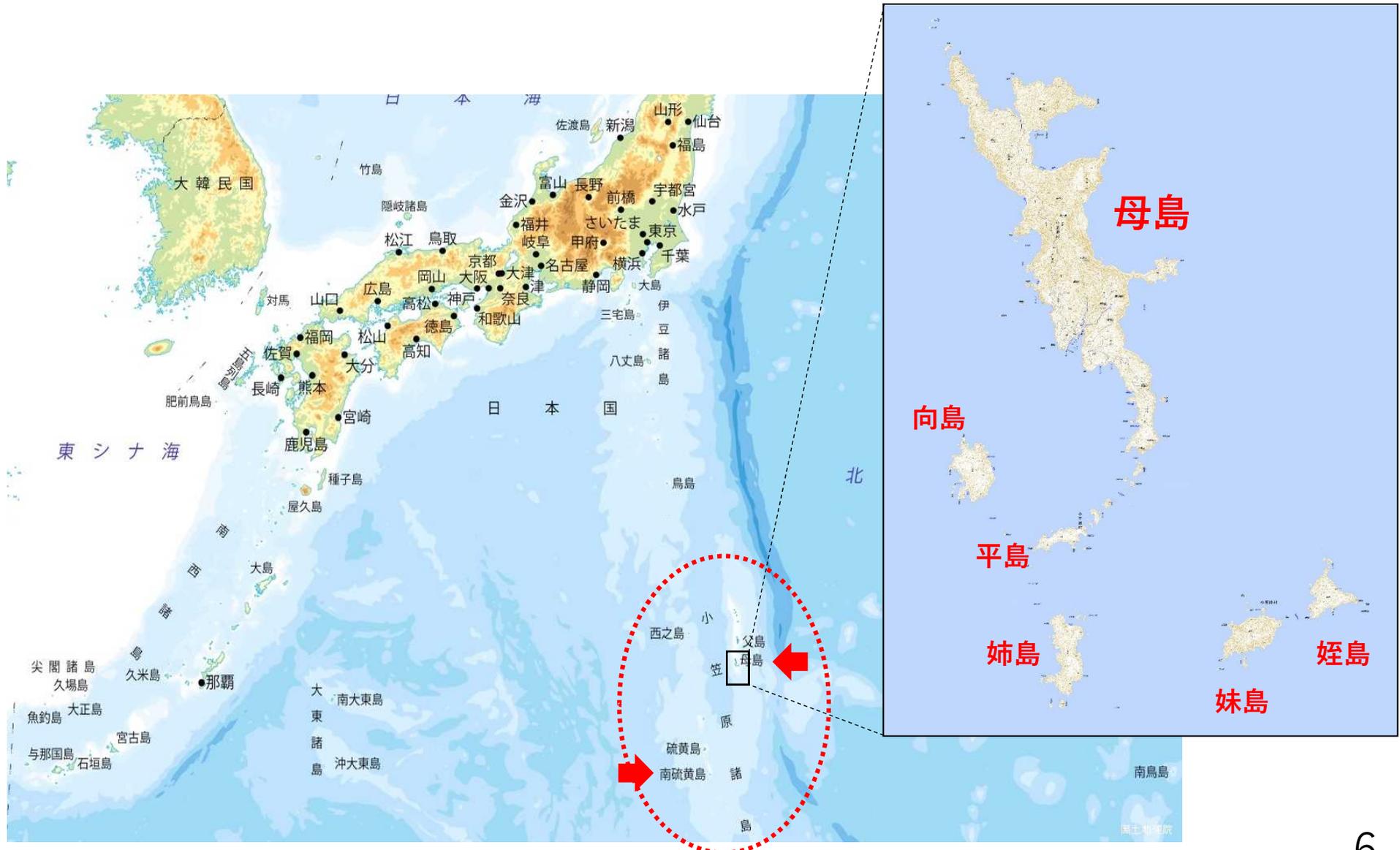


近年確実に生息が確認されているのは母島・母島属島と南硫黄島のみ。

※分布域は、小笠原国立公園、国指定小笠原群島鳥獣保護区、国指定北硫黄島鳥獣保護区、南硫黄島原生自然環境保全地域に指定。

- 食 性：種子食。動物質はほとんど食べない。
- 繁 殖：4～6月に主に乾性低木林に営巣し繁殖する。

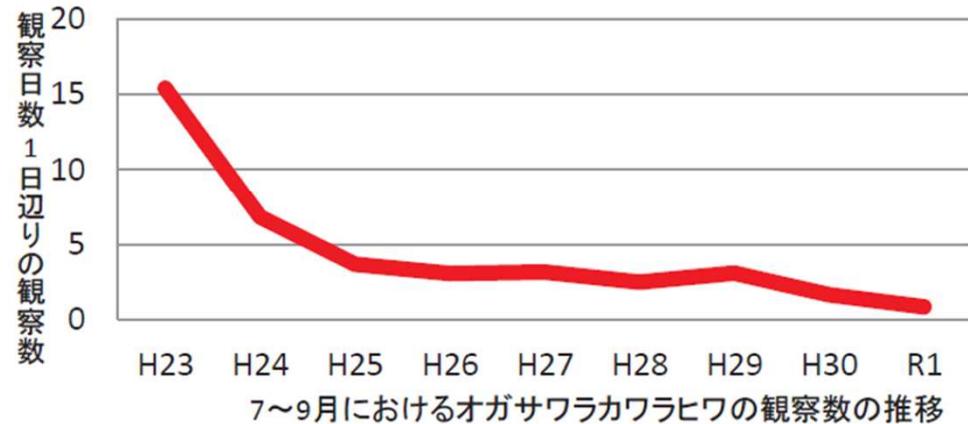
オガサワラカワラヒワの分布域



出典：国土地理院ウェブサイト

背景

- かつては小笠原諸島に広く分布していたものの、現在生息が確認されているのは母島、母島属島及び南硫黄島のみ。



出典：林野庁

- 個体数はこの20年間で激減し、現在では推定で200個体程度との報告もある。

- 本亜種の生息を圧迫する要因としては、
 1. ネズミ類及びノネコによる捕食被害
 2. ネズミ類との食物資源の競合
 3. 外来植物の繁茂による餌となる実をつける樹木の減少
 4. 雛の餌の供給源となる乾性低木林の減少
 5. 台風や干ばつによる一時的な食物不足 等が挙げられる。



オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	農林水産省・国土交通省・環境省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする
第2 事業の区域	東京都小笠原諸島 及び 飼育下繁殖を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 (生物学的特性の把握、生息状況/生息環境の調査・モニタリング、個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握、等)
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 (在来の森林植生の再生等による食物資源の確保、外来動物による影響の軽減、重要な生息地の巡視等)
	3 飼育下繁殖及び野生復帰
	4 普及啓発の推進
	5 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業計画の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生物学的特性の把握

- 生活史・食性・個体の移動分散・行動圏・繁殖生態・個体群動態等の調査
- 伝染性疾病の侵入・流行、個体群内の遺伝的多様性の把握

(2) 生息状況の調査・モニタリング

- 生息個体数・生息域等の生息状況等
- 確実な生息確認情報のない地域における鳴き声等による調査、目撃情報等の収集



(3) 生息環境の調査・モニタリング

- 植生・地形・気象等
- 好適な生息環境の解明、その維持・改善等に資する情報の収集

(4) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

- (1)～(3)の結果から、個体群の維持に影響を及ぼす要因を把握

実施状況 1 (林野庁)

(1) 生態観察調査

- 目撃情報等に基づき、母島本島で実施。
- 属島（姉島、妹島、姪島、向島）ではセンサーカメラ点検時に実施。

(2) センサーカメラによる生態調査

- 姉島、妹島、姪島、向島の沢筋の水場にセンサーカメラを各6台（計24台）設置し、オガサワラカワラヒワ等の出現状況を分析する。
- 中ノ平農業団地、南崎の水場等にセンサーカメラを計4台設置し、オガサワラカワラヒワの出現状況を分析する。

(3) 標識調査

- 脚環（標識）の装着されていない個体を捕獲し、個体識別のための脚環を装着する。



事業計画の概要 2

2 生息地における生息環境の維持及び改善

(1) 在来の森林植生の再生等による食物資源の確保

- 外来植物駆除等を通じた在来の森林植生の再生に当たっては、種間相互作用を的確に把握する。（現在では外来植物のモクマオウの樹上に営巣することも珍しくないため）
- 必要に応じて、早期の森林植生の再生のため在来植物を植栽も検討。

(2) 外来動物による影響の軽減

- ネズミ類、ノネコその他の外来動物の防除。
- 必要に応じて、一時的な避難・飼養等の対応を検討。

(3) 重要な生息地の巡視等

- 巡視・看板の整備・観察ルールの策定等



実施状況 2

➤ 向島でのドブネズミ駆除

オガサワラカワラヒワの主な繁殖地と考えられている母島属島の向島において、ドブネズミ駆除を実施



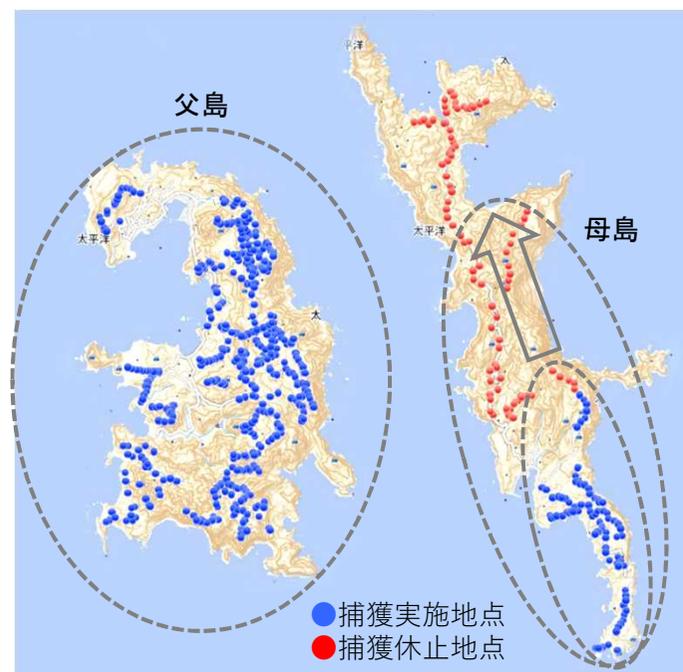
ドブネズミ駆除の実施エリア（左図赤枠内）

※駆除のため、実施エリア内にベイトステーション240台、センサーカメラ20台を設置済み（2020年12月より環境省実施：赤枠内）

※2020年3月から6月 関係行政機関実施区域：青枠内

➤ 母島でのノネコ対策

母島や父島に多く生息し、希少野生動物種を捕食するノネコの捕獲を実施



ノネコ捕獲の実施エリア（黒点線内）

※父島では捕獲完了を目指すとともに、母島では安全地帯の拡充を検討し、捕獲エリア内においては低密度化を進める

事業計画の概要 3

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

- 必要性を十分に検討した上で、飼育繁殖技術の確立、飼育下繁殖を検討・実施
- (必要に応じて) 野生復帰 (補強、再導入等) の実施

4 普及啓発の推進

- 生息状況・保護の必要性・外来種防除の必要性・本事業の実施状況等に関する普及啓発・情報発信
- 関係地域の住民等による自主的な保護活動の展開
- 研究・調査等の推進



5 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 国・関係地方公共団体・専門的知識を有する者・保護活動団体・地域住民等、関係者間での連携確保